

独立行政法人中小企業基盤整備機構支出見直し計画

平成21年6月10日

独立行政法人中小企業基盤整備機構
支出総点検本部

本計画は、不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることは最重要の課題であることから、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)において、自律的に支出の見直しに取り組むための基本的事項を定めるものである。

I. 支出の重点的な見直し等

1. 委託調査費及び広報経費

(1) 基本的な考え方

委託調査費及び広報経費について、事業の必要性をゼロベースで見直すこと等により、効果的かつ効率的に事業を実施する。

(2) 具体的な取組み

- ① 委託調査の報告書について、特定の個人又は法人の権利利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として機構のホームページで公表する。【引き続き実施】
- ② 広報事業において、ノベルティーグッズの作成・配布、タレントの起用について、その有効性を合理的に説明できる場合等を除き、原則として禁止する。【引き続き実施】
- ③ 委託調査費及び広報経費について、支出先・内容・金額・明細・契約方式の情報を、機構のホームページで公表する。【平成21年度から実施】

2. 事務経費

(1) 基本的な考え方

平成21年度において、レクリエーション経費を廃止した。引き続き、深夜タクシー代も含め事務経費の節約に努める。

(2) 具体的な取組み

- ① 深夜タクシーの使用について、タクシー券取扱要領に従って、タクシー使用の承認審査を

厳格に行うとともに、24時半以降の使用への限定、領収書の受領・提出等を徹底する。

【引き続き実施】

② 深夜タクシー代の支出の状況について、四半期毎に機構のホームページで公表する。

【平成21年度から実施】

③ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の更なる効率化に努める。【引き続き実施】

④ 旅費、公用車、アウトソーシング、電話、定期購読図書等についても、事務経費の見直し・削減に努める。【引き続き実施】

3. 公益法人への支出

(1) 基本的な考え方

機構から公益法人への支出について、徹底した見直しを行い、公益法人への支出の状況に関する情報を開示する。

(2) 具体的な取組み

① 一般競争入札等の競争性のある契約方式による事業について、新規参入事業者を不当に制限することのないよう、以下の取組みを行う。【引き続き実施】

- 入札参加資格の見直し
- 適切な公告期間・事業単位の設定
- 技術点に係る適切な評価項目、評価点の設定 等

② 国が所管する公益法人への支出について、支出先・内容・金額・契約方式等の情報を、機構のホームページで公表する。【平成21年度から実施】

Ⅱ. 契約手続の適正化

1. 競争性のある契約方式への移行

(1) 基本的な考え方

随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争入札に移行することを基本とし、競争性のない随意契約の占める割合について同計画で定められた目標をすみやかに達成する。

(2) 具体的な取組み

- ① 機構の行う契約について、随意契約を行おうとする場合には、入札・契約手続委員会の承認を受けなければならないこととし、当委員会は、機構の会計規程等に従って、随意契約を認めることが適当か否かを審査する。【引き続き実施】
- ② 平成20年度に競争性のない随意契約を行った事業について、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行い、その検討の結果を機構のホームページで公表する。【引き続き実施】

2. 実質的な競争性の確保

(1) 基本的な考え方

一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行した事業であっても、競争性をより一層確保するために、引き続き、機構ホームページの有効活用、入札手続き事務の簡素合理化、入札参加資格要件の緩和を行うとともに、競争参加者拡大への取組みとして公告期間の延長を行う等、複数の企業等が参加できる取組みを実施する。

(2) 具体的な取組み

- ① 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、以下の取組みを行う。
 - 事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間を十分に確保する。具体的には、以下の期間の設定を基本とする。【平成21年度から実施】

| | 公告～説明会 | 説明会～提案締切り |
|--------------------------------------|------------------------|-----------|
| イ) 研究開発等 | 10日間 | 20日間 |
| ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業(例. 調査、広報等) | 5日間 | 15日間 |
| ハ) イ及びロ以外の事業(例. 印刷、物品購入等) | 3日間 (※説明会を行わないことも可) | 7日間 |

- ② 事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取組みを行う。
 - 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査

対象等の基本情報を具体的に記載する。一方、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【引き続き実施】

- ③ 人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、以下の取組みを行う。
 - 一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。【引き続き実施】

3. より良い提案の受け入れ

(1) 基本的な考え方

中小企業施策の専門化、複雑化の傾向に対応するためには、外部の事業者の専門的な知見、技術、設備等を活用する必要がある。このように高度に専門的な事業については、いかに安く調達するかだけでなく、いかにして一定のコストに対して最も価値の高いものを調達するか(VFM; Value For Money)が重要である。そのため、外部の事業者のより良い提案を適切に評価するための措置を講じるとともに、外部の事業者の積極的な参入を促すため、調達に伴う煩雑な事務を極力排除する。

(2) 具体的な取組み

- ① 高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象等の基本情報を具体的に記載する。一方、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載にとどめる。この場合、事業規模が明確となるよう、参考情報等で、過年度の事業や類似事業の実施状況、想定される作業項目及び工数等に関する情報を提供する。【引き続き実施】<再掲>
- ② 一般競争入札(総合評価落札方式)、企画競争といった価格以外の技術面の評価を要する契約方式を行う場合には、事業内容に応じて、技術点の評価項目の適切な設定、技術点の基礎点と加点の配分の工夫等の取組みを行う。また、価格面の競争のない企画競争については、外部有識者を評価委員に加えるなど、業者選定の透明性を確保する。【引き続き実施】
- ③ 機構の行う契約には、概算契約(契約金額が確定せず概算で見込まれている契約。事業終了後に確定を行い、そこで認められた実費を委託先に支払うもの)と確定契約(契約金額が確定している契約。事業終了後に確定を行うことなく、契約で定められた金額を委託先に

支払うもの)の二種類が存在する。これらの契約について、事業内容等に応じて適切な使い分けを行う。【引き続き実施】

Ⅲ. 支出の見直しを促進するための環境整備

(1) 基本的な考え方

支出の見直しの取組みを一過性のものとすることなく、継続的に行っていくことが重要である。そのため、平成21年4月20日に本支出総点検本部を設置したところであるが、更に、機構の職員の意識を改革するとともに、外部からの情報や提言を積極的に受け入れる環境を整備する必要がある。

(2) 具体的な取組み

- ① 業績・能力評価において、業務の効率性や業務の見直しの取組に対する評価基準をより明確化し、その評価を適切に実施する。【平成21年度より実施】
- ② 中小企業者等と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」による事業評価を適切に行う。事業評価が継続的に低い事業は原則廃止、効率化のための改善努力が見られない事業は原則縮小する一方で、事業効果の高い事業への重点化を行う。【引き続き実施】
- ③ 機構内 LAN 上に設置している「業務サポート会議」(仕事の生産性向上に資する情報や提案等を機構職員から幅広く募集するために機構内LAN上に設置している掲示板)を活用して、機構における支出の見直しに資する情報や提案を機構内から幅広く収集する。【引き続き実施】
- ④ 会計事務担当者会議や各種研修等において、支出見直し計画の取組や会計検査院から指摘された事項等を徹底する。【引き続き実施】
- ⑤ 会計検査院の決算検査報告等について、該当部署において改善措置を講じるとともに、機構内で指摘事項の周知徹底を行う。また、機構の支出全般に当てはまる事項については、内部監査の監査項目に反映させるとともに、会計事務マニュアルに反映させる等の取組みを行う。【引き続き実施】

⑥ 機構のホームページ上に設置されている「お問い合わせ」

(<http://www.smrj.go.jp/utility/inquiry/index.html>)を活用して、機構における支出の見直しに資する情報や提案等を幅広く募集する。【引き続き実施】

(参考)

○中小企業基盤整備機構支出総点検本部

本部長 総務担当理事

本部長代理 総務部長

副本部長 企画部長、人事グループ長、調達・管理グループ長

本部長 本部及び関東支部の企画担当課長(監査統括室、総務部、人事グループ、調達・管理グループ、経理グループ、企画部、広報統括室、国際統括室、新事業支援部、経営基盤支援部、地域経済振興部、地域活性化グループ、経営安定再生部、共済事業グループ、共済資金グループ、事業再生統括室、産業用地部、情報システム基盤センター、経営支援情報センター、ファンド事業部、関東支部)